

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年3月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

海外投資家に配当された利益による対中再投資に対する源泉所得税の課税繰延べに関する新規定

中国財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、商務部は2017年12月28日に共同で「海外投資家が配当された利益をもって行う直接投資に対して暫定的に源泉所得税を徴収しない政策に関する問題についての通知」(財税[2017]88号:以下「88号通達」)を公布し、国家税務総局は2018年1月8日に88号通達の実施ガイダンスに当たる「海外投資家が配当された利益をもって行う直接投資に対して暫定的に源泉所得税を徴収しない政策の実施上の関連問題についての公告」(国家税務総局公告2018年第3号:以下「3号公告」)を公布した。88号通達と3号公告は、国务院が2017年8月16日に公布した「国务院による外資誘致を促進するための若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号:以下「39号通達」)の実施に関する詳細について明確に規定したものである。事業展開のためのより良い租税環境を構築し、海外投資家による対中投資の継続的な拡大を奨励するために、39号通達において、「海外投資家による対中投資の継続的な拡大を奨励する。海外投資家が中国居住者企業から配当された利益をもって行う奨励類投資プロジェクトへの直接投資に対して、規定の条件に合致する場合、課税繰延政策を実施し、源泉所得税を暫定的に徴収しない」政策が打ち出された。39号通達の公布以来、上述の奨励政策の実施が期待されてきたが、88号通達と3号公告は、39号通達の実施ガイダンスであり、課税繰延政策の適用に関する条件と手続、後続の管理及び実施時期などについて規定したものである。39号通達のキーポイントを下記のとおりまとめた。

1. 優遇政策の具体的な内容

海外投資家が中国居住者企業から配当された利益をもって行う奨励類投資プロジェクトへの直接投資に対して、規定の条件に合致する場合、課税繰延政策を実施し、源泉所得税を暫定的に徴収しない。

2. 優遇政策の適用要件

上述の優遇政策の適用を受けるためには、下記4つの条件を全て満たさなければならない。

(1) 投資方式

39号通達でいう「海外投資家が配当された利益をもって行う直接投資」とは、海外投資家が配当された利益をもって行う下記の権益性投資を指す。

- 中国居住者企業の払込資本金又は資本剰余金の新規増加若しくは無償増資
- 中国国内における居住者企業の新規設立
- 非関連者からの中国居住者企業持分の買収
- 財政部、国家税務総局が規定するその他の方式

ただし、上場会社株式の新規増加、無償増資、買収は含まれない(「海外投資家の上場会社に対する戦略的投資に関する管理弁法」(商務部2005年第28号令)に規定された「戦略的投資」に該当するものを除く)。

(2) 資金源

海外投資家が配当された利益は、中国居住者企業における実現済みの留保利益を源泉として分配された配当金などの権益性投資収益(過年度に留保された未処分利益を含む)であること。

(3) 送金ルート

直接投資に用いる利益(現金又は非現金形式)は、利益の配当元企業から投資先企業(又は持分譲渡人)に直接送金しなければならない。

留意点として、88号通達は投資に用いる資金の送金ルートについて厳しく要求している。直接投資に用いる利益が現金形式で支払われる場合、第三者の口座を経由してはならず、資産など非現金形式で支払われる場合、直接投資を行う前に第三者が代わりに保有してはならないため、第三者カस्टディ口座を経由した持分譲渡取引は課税繰延優遇政策の適用を受けられない可能性がある。したがって、課税繰延優遇政策の適用を受けられるように、この種類の取引に際して、規定に合致する送金ルートの使用を検討されることを推奨する。

(4) 投資範囲

39号通達でいう「奨励類投資プロジェクトへの直接投資」とは、投資先企業が海外投資家による投資期間内において、「外商投資産業指導目録(2017年改正版)」「中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部令第4号」に記載された「外商投資を奨励する産業の目録」、又は「中西部地区外商投資優勢産業目録(2017年改正版)」「中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部令第46号」に記載された単一又は複数の経営活動(製品の生産又はサービスの提供、研究開発活動、建設工事への投資、機械設備の購入及びその他の経営活動を含む。既に優遇政策を享受している場合、将来における目録の改正から影響を受けることはない)に従事することを指す。

3. 優遇政策の施行日及び遡及適用可能性

上述の優遇政策は2017年1月1日から施行され、海外投資家が2017年1月1日以降(当日を含む)に取得する配当金などの権益性投資収益が政策の適用対象となる。

海外投資家が源泉所得税を暫定的に徴収しない優遇政策の適用を受けられるが、実際に受けていない場合、実際の税額納付日から3年間遡って当該優遇政策の適用を申請し、税金の還付を受けることができる。

4. 優遇政策の適用を受けるための手続

課税繰延政策の適用を受けるためには、海外投資家、利益の配当元企業及びその所轄税務当局は、それぞれ下記の手続を行う必要がある。

(1) 海外投資家

- 「非居住者企業源泉所得税納税繰延情報報告表」(以下「納税繰延報告表」)に海外投資家が記入すべき情報を記入した上で、利益の配当元企業に提出すること
- 前述の2.4における投資範囲の要求に合致することの証拠資料として、海外投資家は、課税繰延政策適用済みの投資を回収する前に、又は投資回収に関する納税申告を行う際に、「投資先企業が海外投資家の投資期間内において奨励類プロジェクトに従事することに関する取引証拠資料及び財務データなどの資料」を、利益の配当元企業の所轄税務当局に提出すること
- 優遇政策の遡及適用を申請する際に、利益の配当元企業の所轄税務当局に「納税繰延報告表」、関連の契約書、支払証憑、投資した奨励類プロジェクトに関する活動の関連資料及び省レベルの税務当局が要求するその他の提出資料を提出すること

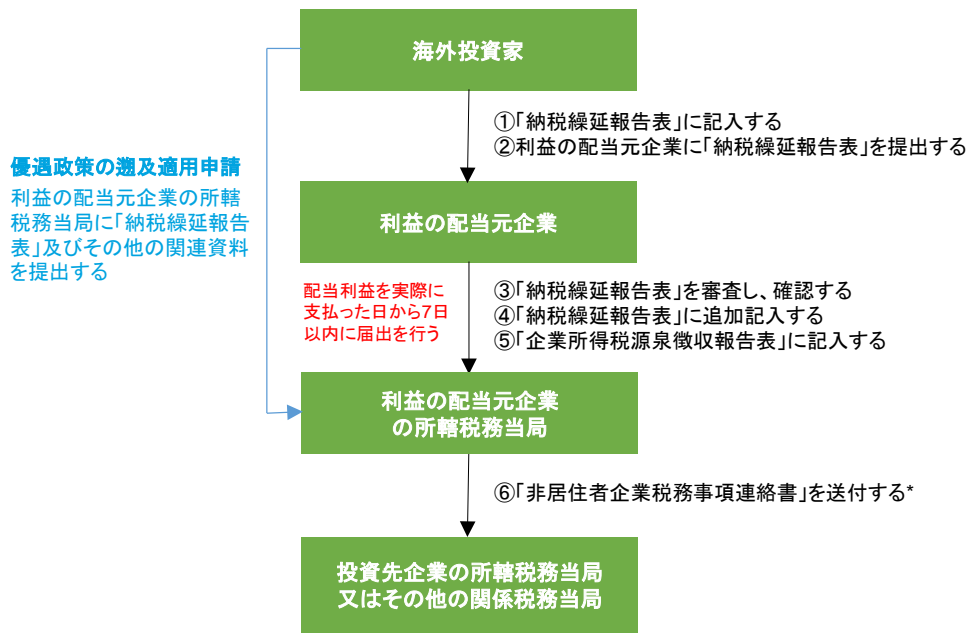
(2) 利益の配当元企業

- 海外投資家から提出された資料・情報を審査し、下記の事項を確認すること
 - 海外投資家の記入が完全であり、記入不足がない
 - 配当利益の支払プロセスに関する記入情報は事実どおりである
 - 利益の配当元企業について海外投資家が記入した内容が真実であり、かつ正確に記入されている
- 「納税繰延報告表」に利益の配当元企業が記入すべき情報(例えば配当金の支払方式など)を記入すること
- 配当利益を実際に支払った日から7日以内に、所轄税務当局に下記の資料を提出し、届出を行うこと
 - 利益の配当元企業が記入した「中華人民共和国企業所得税源泉徴収報告表」(以下「企業所得税源泉徴収報告表」)
 - 海外投資家から利益の配当元企業に提出され、利益の配当元企業によって情報を追加記入された「納税繰延報告表」

(3) 利益の配当元企業の所轄税務当局

「納税繰延報告表」を受領してから10営業日以内に、投資先企業の所轄税務当局又はその他の関係税務当局に「非居住者企業税務事項連絡書」を送付し、関連の情報を転送すること。

【課税繰延優遇政策の適用申請手続フローチャート図】



* 利益の配当元企業と投資先企業は同一企業である可能性がある。

5. 繰り延べられた源泉所得税の納税時期

(1) 実際に投資を回収する場合

- 海外投資家が持分譲渡、買戻し、清算などを通じて源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた直接投資を実際に回収する場合、関連の金額を実際に受け取ってから7日以内に、源泉所得税の申告と追納を行うべきである
- 投資先企業に企業再編が発生した場合、特殊税務処理を適用する場合に限り、海外投資家は引き続き、課税繰延優遇政策の適用を受けられる
- 課税繰延政策の適用を受けた部分と受けていない部分の両方を含む投資の一部を処分する場合、課税繰延政策の適用を受けた部分から処分するものとみなす

(2) 優遇政策を享受したが、税務当局の事後調査により、適用要件に合致しないことが判明した場合

- 利益の配当元企業に責任がある場合（例えば、海外投資家から提出された資料・情報に対する確認を怠った場合）：利益の配当元企業に対して源泉徴収義務の未履行に関する責任を追求し、海外投資家に対して税金の追徴を行う
- 海外投資家に責任がある場合（例えば、提出資料に記入ミスがあった場合）：海外投資家による企業所得税の申告納付義務の未履行とみなし、配当利益の支払日を納税義務の発生日として、税額と滞納金の追徴を行う

海外投資家は繰り延べられた源泉所得税を追納する際に、租税条約による優遇政策の適用を申請することができる。この場合、関連の配当利益の支払時点で有効な租税条約を参照すべきであるが、その後の租税条約改正により別途規定が存在する場合、その限りではない。

6. デロイトのコメント

88号通達と3号公告は、海外投資家が課税繰延政策の適用を受けるための要件を緩めに設定しており、外資を誘致し、資本流出を抑制する中国政府の意図を強く反映するものである。中国源泉の利益による対中再投資を検討している海外投資家には、上述2つの文書の内容を積極的に把握し、投資範囲の選択や、取引・支払の方法を合理的にアレンジすることで、関連の優遇政策を十分に享受されることを推奨する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人
東京事務所

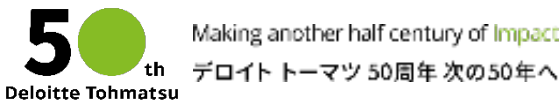
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001